



## 景観まちづくり 基 本 計 画



平成 18 年 4 月  
八 潮 市

## はじめに



現在、自治体を取り巻く状況は、地方分権一括法の施行により新しい地域経営の権限と責任を与えられ、それぞれの地域の個性と魅力を最大限発揮したまちづくりが求められる時代となっております。また、市民意識にも変化が見られ、量から質を求める時代に転換しており、さらに今後訪れる本格的な少子・高齢化社会ではこの傾向が加速していくことが予想されます。

八潮市では、平成17年8月のつくばエクスプレスの開業により都市構造の転換期を迎えており、あらためて地域の個性と魅力を発見し、また発信するための契機と捉え、八潮市みんなで景観まちづくり条例を制定し、良好な景観形成によるまちづくりを、市民・事業者と協働して推進することとしております。

良好な景観形成によるまちづくりは行政だけで進められるものではなく、市民生活の日々の積み重ねによって形成されるものであり、主役は市民の皆様方です。

このようなことから、今回、市民の代表者や事業者の代表者で構成される「市民懇談会」において、良好な景観形成によるまちづくりについて検討を重ね、また八潮市景観まちづくり審議会において、専門的ご意見を伺いながら「八潮市景観まちづくり基本計画」を策定いたしました。

この計画は、八潮市の景観まちづくりの基本的な考え方をとりまとめた、いわゆる「景観マスター プラン」となるものです。

今後、本市では、この計画をもとに、50年、100年先を見据えた良好な景観形成によるまちづくりを市民・事業者・行政の協働により進めてまいります。

人は誰でも美しい場所で生活したいと願っています。

住んでよかったですと思えるようなまち、また八潮に住んでみたいと思われるようなまちを、市民の皆様とともにつくりあげていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

最後に、この計画を策定するにあたり、ご協力いただきました市民の皆様をはじめ多くの関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成18年 4月

八潮市長 多田重美

## 【 目次 】

### 序章： 計画の前提条件

1 : 八潮市の概況	0 1
2 : 「景観まちづくり」とは	0 2
3 : 計画の位置づけ	0 2

### 1章： 現況と課題

1 : 景観資源	0 5
2 : 市民意向調査	0 7
3 : 景観特性	0 9
4 : 景観まちづくりに向けた課題・方向性	1 0

### 2章： 景観まちづくりの目標

1 : 目標	1 1
2 : 目標の達成に向けた考え方	1 1

### 3章： 景観まちづくりの方針

1 : 基本方針	1 2
2 : まちの景観づくり	1 4
3 : 自然・地域文化の景観づくり	1 6
4 : 公共空間の景観づくり	1 8

### 4章： 景観まちづくりの進め方

1 : 協働による景観まちづくりの推進	2 1
2 : 景観に関する意識の向上	2 2
3 : 地域活動の充実	2 4
4 : 景観まちづくりに向けた府内体制づくり	2 7
5 : 景観関連法制度の活用	2 8
6 : 重点施策の推進	3 2

### 5章： 計画策定の記録

1 : 計画策定経過	3 4
2 : 計画策定体制	3 4

## 序章：計画の前提条件

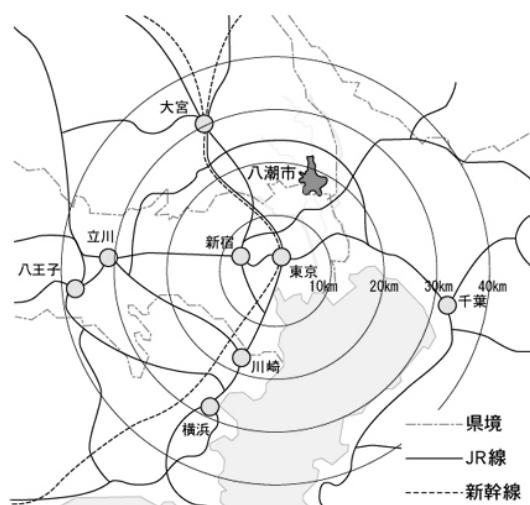
### 1：八潮市の概況

#### ■位置・地勢

八潮市は埼玉県の東南部、都心から北東約15kmに位置し、東は埼玉県三郷市、西側で埼玉県草加市、南は東京都足立区・葛飾区にそれぞれ接しています。また八潮市は周囲を中川・綾瀬川・堀川・大場川・伝右川の河川に囲まれた地域で、北足立台地と野田台地に挟まれた中川低地の南端に位置しています。

市域：

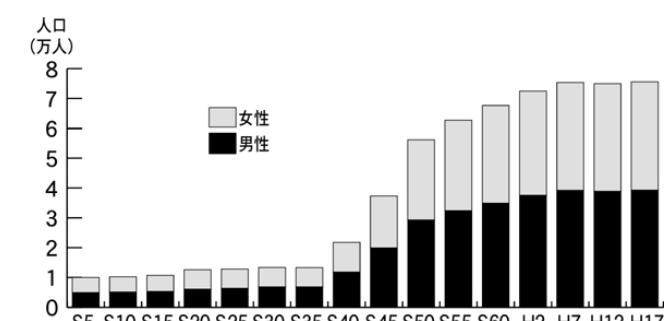
東経 139度50分32秒  
北緯 35度49分11秒  
東西 5.23km  
南北 7.45km  
海拔 2.3m以下  
面積 18.03km<sup>2</sup>



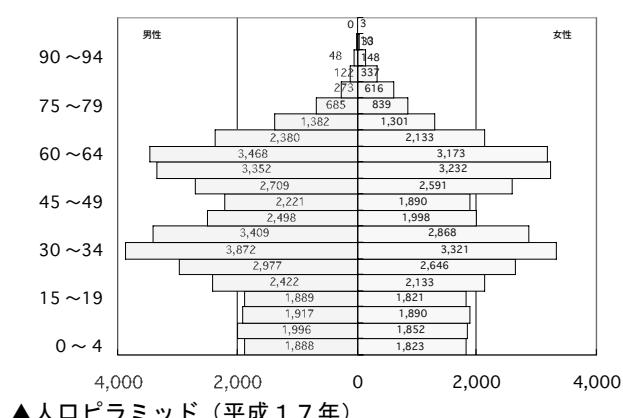
▲八潮市の位置

#### ■人口

八潮市の人口は昭和35年頃までは1万人前後で微増傾向にありましたが、昭和40年代以降、東武伊勢崎線と東京メトロ日比谷線との相互乗り入れによる都心との直結を契機に増加傾向が加速し、昭和47年の市政施行時には約4万6千人にまで急増しています。その後、昭和50年以降は比較的緩やかな増加傾向を示し、現在（平成18年2月）では76,774人となっています。



▲人口推移（平成17年）

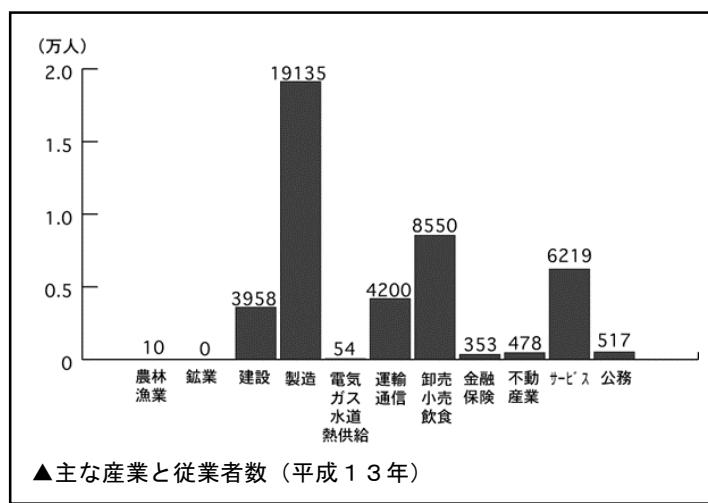


▲人口ピラミッド（平成17年）

## ■産業

八潮市の産業構造を見ると、昭和35年の工場誘致条例の施行を契機に、純農村地帯から内陸型工業地帯へ産業構造が大きく転換してきました。現在は、金属製品加工業をはじめとして多様な工業の集積を示し、工業が八潮市産業の中核を成すまでに成長しています。

農業について見ると、産業構造の転換に伴い農家数・経営耕地面積ともに減少傾向を示していますが、野菜栽培等の都市型農業の展開により、1人当たりの生産農業所得に大きな変化はみられません。



商業（小売業）については、周辺都市における小売業の成長もあって集積が少ない状況にありますが、今後はつくばエクスプレスの整備効果を活かした発展が期待されています。

## 2 : 「景観まちづくり」とは

良好な景観とは、地域の風景とそこに暮らす人々との暮らしや文化との関わりによってつくられるものであり、ただ美しい風景があるだけや、人々の暮らしだけでは決して良好な景観は生まれません。その地域の風土や気候、自然の織りなす「風景」と、それらに育まれた伝統文化活動や人々の暮らしや様々な産業など「活動」の両方があって初めて良好な景観が生まれます。

「景観まちづくり」とは、そのような良好な景観の形成によるまちづくりを意味しています。まちづくりには道路や公園の整備、自然環境や歴史資源の保全の他、個人の住宅や庭づくりまで地域の景観をつくる様々なものが関係しています。地域の個性や魅力を向上していくためには、それら個々のまちづくりを良好な景観という共通目標を定めた「景観まちづくり」として、市民が主役となって進めていく必要があります。

## 3 : 計画の位置づけ

### ■目的

本計画は、「八潮市みんなで景観まちづくり条例」にもとづき、良好な景観に向けた基本的な方針や展開方策などを定め、市民・事業者・行政みんなが協力した景観まちづくりの実現につなげていくことを目的としています。

#### 【景観まちづくりの基本理念】（八潮市みんなで景観まちづくり条例より）

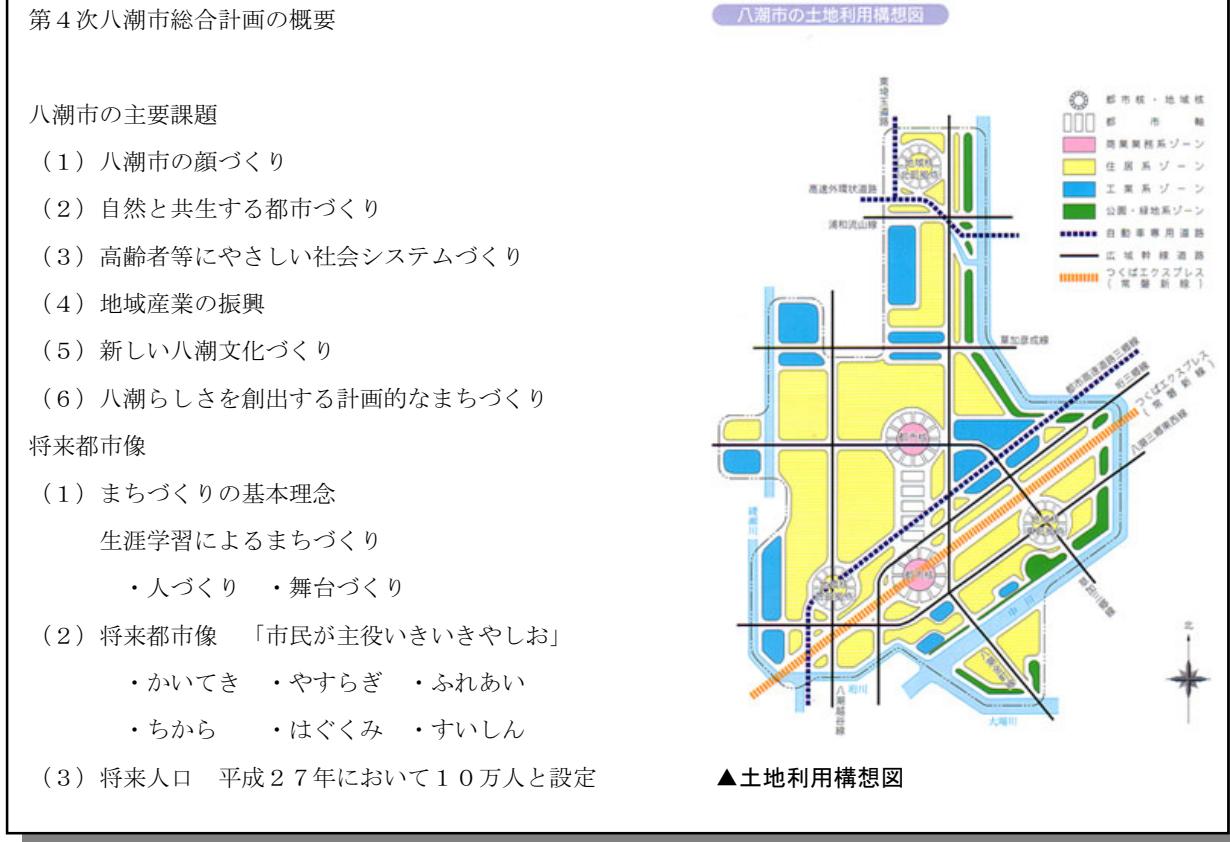
- ①いつまでも大事にされる(受け継がれる)、みんなの財産をつくるという意識で進めましょう
- ②みんな（市民・事業者・行政）で協力し合いながら一緒に進めましょう
- ③つくり（創造）、まもり（保全）、いかし（活用）ながら進めましょう
- ④周りとつりあい（調和）が取れるように進めましょう

## ■上位・関連計画

### ○上位計画

#### 【 第4次八潮市総合計画】(平成13年3月)

第4次八潮市総合計画においては、主要課題として「八潮市の顔づくり」や「自然と共生する都市づくり」、「八潮らしさを創出する計画的なまちづくり」など、景観まちづくりに関連する内容が多く挙げられています。また「市民が主役いきいきやしお」として、市民参加を前提とする将来都市像が定められているなど、市民が主役となる個性を活かしたまちづくりの方向性が示されています。



### ○関連計画

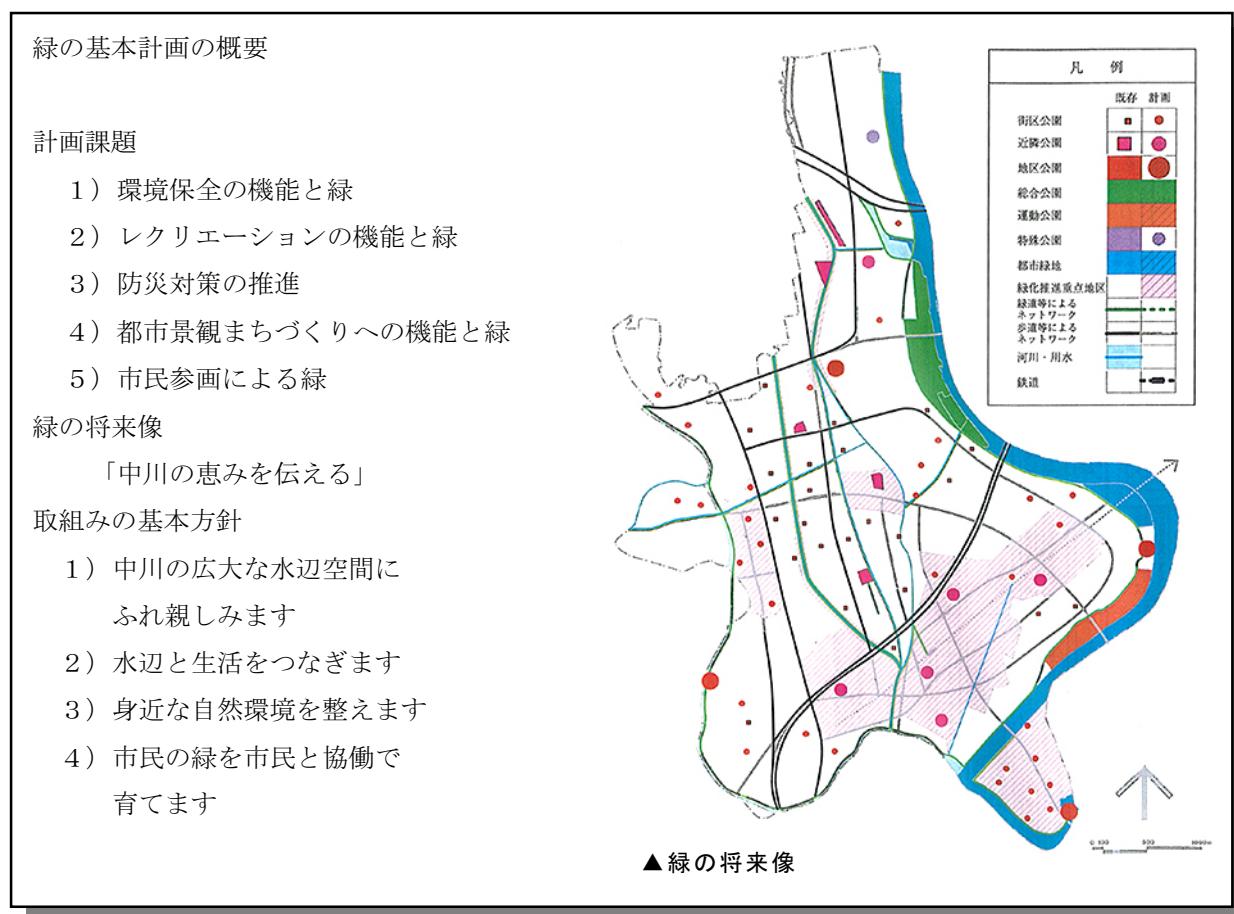
#### 【 埼玉県景観アクションプラン】(平成18年)

埼玉県では新生埼玉行動計画においてこれまでの景観施策を体系的に整理・拡充するとともに、一歩進めた景観形成をおこなうために現行の景観形成基本計画（平成3年策定）を見直し、景観アクションプランとして策定しました。

景観アクションプランにおいては田園と都市が織りなす美しい景観を目標に、景観形成の基本方針として5項目の内容を定め、特に八潮市の特徴でもある河川や地形など、地域の特性を活かした景観形成の方向性を示しています。また、広域景観形成支援プロジェクトでは「水と緑のつながり景観形成プロジェクト」として、河川などの水辺の景観軸を活かした地域の取り組みを県の施策と連携して支援していくことなどが示されています。

## 【 八潮市緑の基本計画 】(平成13年3月)

緑の基本計画においては八潮市における緑化の計画課題として、環境保全やレクリエーション、防災対策など緑地が持つ機能的側面を基本にしながら、「都市景観形成の機能」や「市民参画による緑」など、景観まちづくりに大きく関わる課題を示しています。また、緑の将来像として「中川の恵みを伝える」ことを挙げ、八潮市の特徴的な景観である中川沿いの水辺空間を活かした環境づくりの必要性を示しています。計画では、緑化を推進するための取り組みの基本方針として4つの項目を定めるとともに、重点的に緑化を推進するべき地区として市内6地区を指定し、地区の特性に応じた方向性を示しています。



## 1章：現況と課題

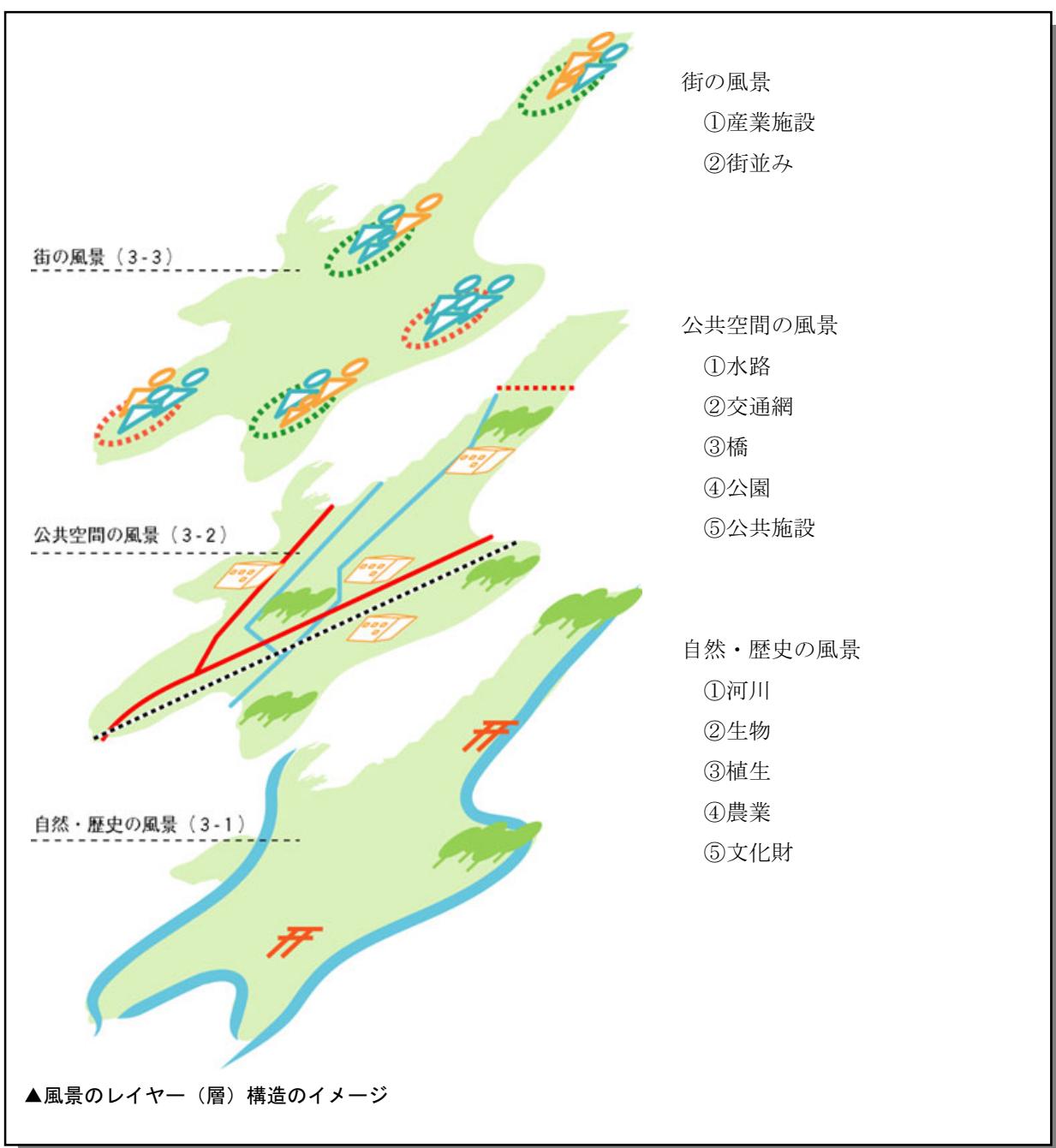
### 1：景観資源

#### ■景観資源の構成

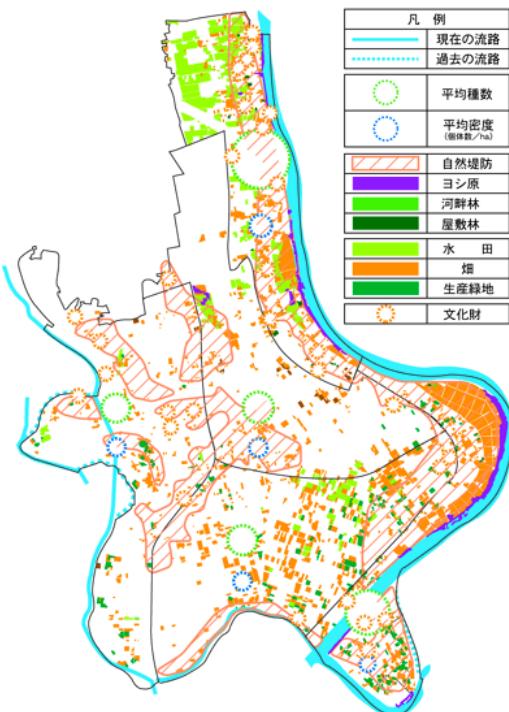
##### ○風景のレイヤー（層）構成

平成16年度の景観資源等調査では八潮市の風景を周辺の河川や植生、地域の文化財などの「自然・歴史の風景」と、自然環境を基に形成されてきた水路や道路、公共施設などの「公共空間の風景」、さらに地域で生活する人々によってつくられる「街の風景」の3つに区分しました。

区分した3つの風景区分それぞれを一つのレイヤー（層）として考え、現在の八潮市の風景は歴史的な経過の中で風景のレイヤー（層）が重なりあって形成されているものと捉え、レイヤー（層）ごとの構成を整理しました。以下にその概要を示します。



## ■自然・歴史の風景



▲自然・歴史の風景の構成要素

### 【河川】

八潮市は市域の周囲を河川に囲まれ、現在の市域境界のほとんどが河川の流路、または過去の流路によって形成されている。

### 【土壤・植物】

八潮市は大半が自然堤防と後背湿地によって構成され、河畔林などの特徴的な植物の分布が市域東側の中川流域周辺に見られる。

### 【農業】

農地分布を見ると北部に水田、東部の中川周辺に畑が残されている一方で、西部ではほとんど農地が見られなくなっている。

### 【文化財】

市内の伝統文化は、水や農耕に関係するものが自然堤防上を中心に現在でも数多く残されており、古くからの集落形成がうかがえる。

## ■公共空間の風景



▲公共空間の風景の構成要素

### 【水路】

八潮市は周囲の河川の他、灌漑用の水路網が古くから整備されており、現在でも葛西用水、八條用水をはじめ市内の各所に残っている。

### 【道路】

市内の主な幹線道路は、首都高速6号三郷線、外郭環状道路、産業道路など通過交通を主体とする道路が多い。

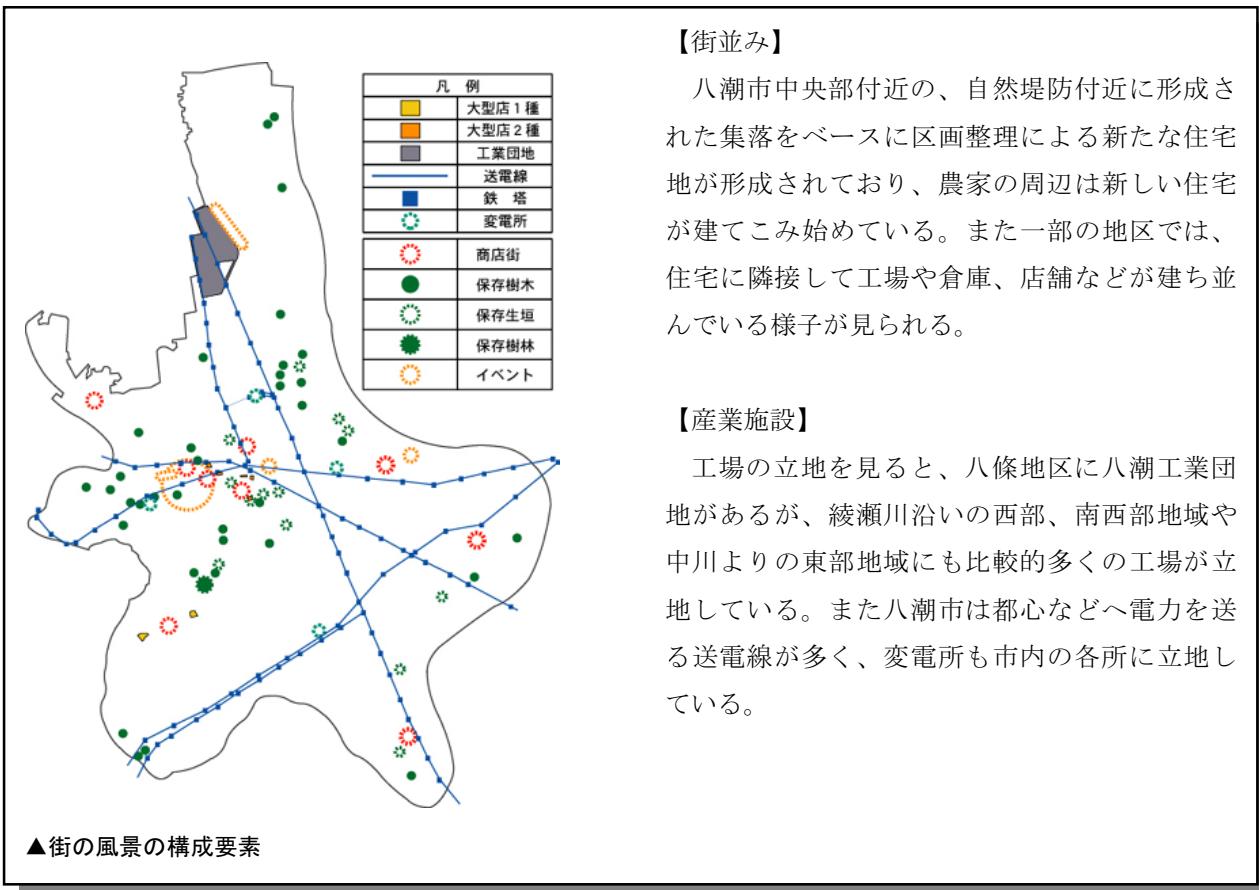
### 【公園】

市内の公園は区画整理事業等による整備が進んでいる。今後は駅周辺地域の公園整備も予定されている。

### 【公共施設】

八潮市の主な公共施設を見ると、市役所や文化施設などが市内の中央部に立地している。

## ■街の風景



## 2 : 市民意向調査

### ■調査概要

調査対象	: 20歳以上の八潮市民から無作為抽出した1000人
調査方法	: 郵送配布・郵送回収
調査期間	: 平成17年1月7日(配布)～平成17年1月23日(回収)
回収数	: 303(回収率30.3%)
有効回答数	: 300(有効回答回収率30.0%)

### ■調査結果のまとめ

調査結果を見ると八潮市の代表的な風景の中で中川や葛西用水、ケヤキ通りや文化財などに対する市民の印象が比較的良好く、綾瀬川や住工混在の街並みに対する印象が悪いことが分かりました。身近にあって「八潮らしい」と感じる風景については中川や葛西用水、ケヤキ通り、八条親水公園、中川やしおフラワーパークなど「水」に関する風景が上位に挙げられている一方で、八潮らしい特徴的な風景がないとする意見も目立ちました。また、今後八潮市につくっていきたい風景については、回答者の約40%の方が「ゆとりある田園・水辺の風景」を望んでいることが分かりました。

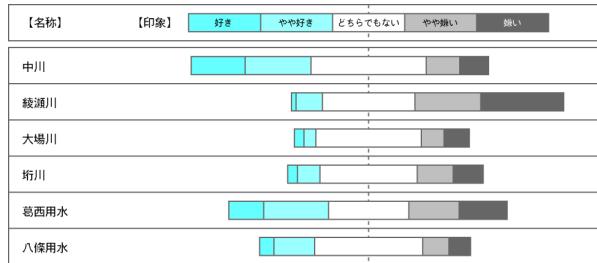
今後の景観まちづくりに向けた取り組み内容の優先度合いや参加意欲に関しては、「風景を新たに整備する」ことや「市民の意見を活かす」ことの優先度合いが高くなっているものの、全体として取り組みに対する参加意欲が低いことが分かりました。

## ■調査結果（参考資料）

※平成16年度におこなった「景観資源等調査」より。

### □調査結果（単純集計）

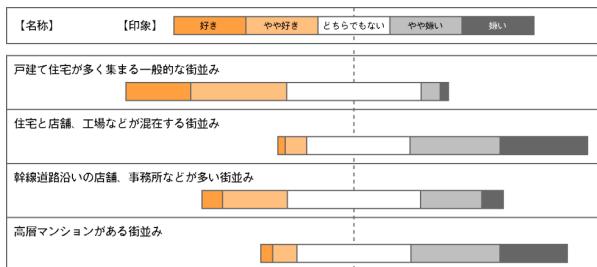
河川、水路に対する印象：中川、綾瀬川、葛西用水の認知度が高く、特に中川は好感度が最も高くなっている。



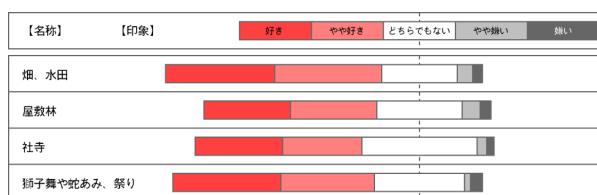
公園、道路、公共施設に対する印象：中央公園やケヤキ通り、産業道路等の知名度が高く、ケヤキ通りの好感度が高い。



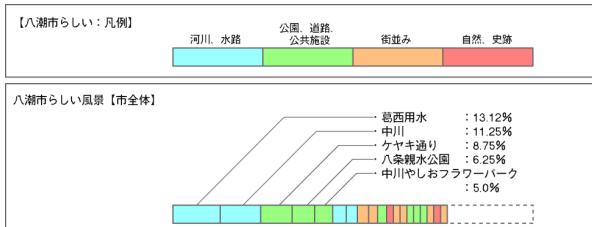
街並みに対する印象：戸建て住宅が多い一般的な街並みに対する印象が最も良く、工場等が混在する街並みの印象が低い。



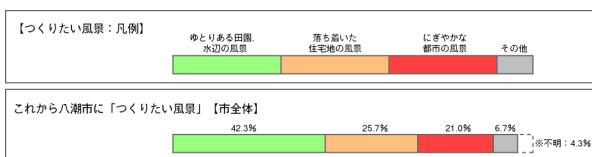
自然、史跡に対する印象：自然や史跡に対する印象は全体的に高く、特に畑、水田、祭りなどの印象が高くなっている。



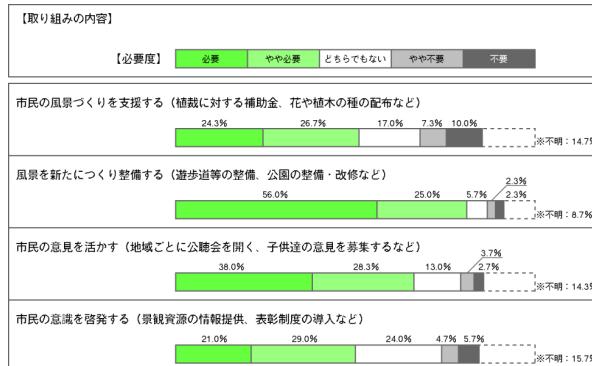
八潮市らしい風景：八潮市らしい風景としてあげられた場所のうち、河川や水路、公園や道路等に関するものが多い。



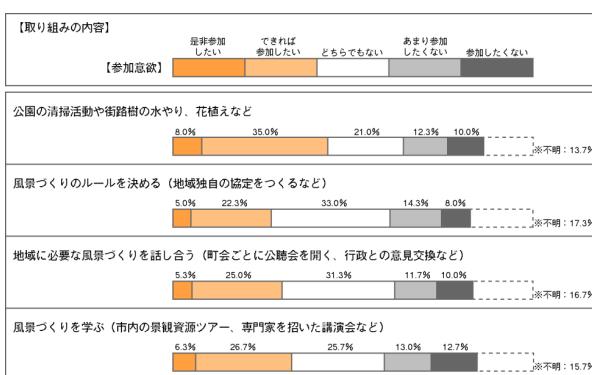
八潮市につくりたい風景：つくりたい風景の分類をみると、市全体ではゆとりある田園、水辺の風景が最も多くなっている。



風景づくりに向けた取り組みの必要度：風景をあらたにつくり整備する取り組みの必要度が高く、80%以上となっている。



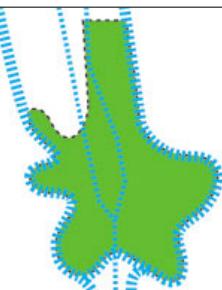
風景づくりに向けた取り組みへの参加意欲：参加意欲は全体的に低いものの、清掃活動等への参加意欲が比較的高い。



### 3 : 景観特性

#### ■ 景観構造の変遷

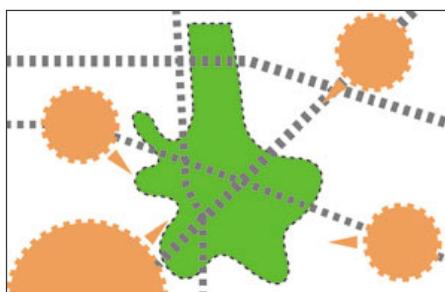
##### 八潮市の原風景：中川水系に育まれた歴史の営み



現在の八潮市の市域境界が河川流路によって構成されていることや市内の各所に水路が残されていることなど、「水」に関わる景観要素が多く見られます。さらに自然や農業はもちろん、祭事や伝統行事などにおいてもその背景として河川や水路などの「水」が深く関わっています。古い地図を紐解いてみても、自然堤防上に集落の形成がなされ、かつては「中川水系」によって明快な地域構造やそれらを写した原風景が存在していたことがわかります。



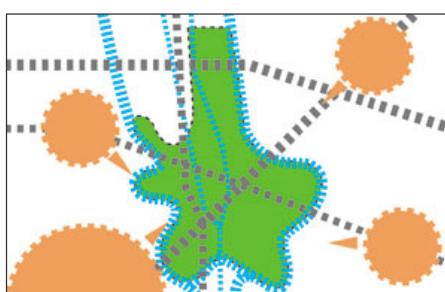
##### 八潮市の風景の変容：巨大都市・東京の縁辺化



一方で八潮市は、昭和後半の経済成長期に首都東京を中心とした都市化の進展によって他都市からの影響受けながら、かつて八潮市に存在していた原風景の要素とは異なる市街化や道路整備等により、地域が分断され、特徴のない郊外型風景が拡がるようになりました。



##### 八潮市の風景の現状：混在による見えにくい構造



結果として今日の八潮市は、その特徴である「水」を背景として形成された自然的景観要素と、外部要因を主な背景として形成された都市的景観要素が混在することで、特徴的な風景の要素や核となる中心市街地が見えにくい構造となっています。その結果は、市民意向アンケート調査でも裏付けされる結果となっています。

## 4：景観まちづくりに向けた課題・方向性

### ■課題

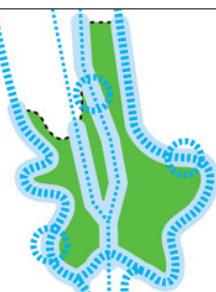
#### 誇りと愛着のもてる『ふるさと』へ共に導く景観まちづくり

経済が安定成長に移り、人口の社会移動が収まり人口減少時代を迎えようとしている現在、居住地に対する愛着やふるさと意識が新たに求められています。第4次八潮市総合計画に示された「市民が主役いきいきやしお」の舞台にふさわしい都市像には、市民が自らのふるさととして八潮の街を意識し、そのまちづくりに参画し、誇りを持つことが求められます。

現在の曖昧な八潮市の都市景観を、市民・事業者・行政が共有できる目標を設定するとともに具体的な方針を示すことにより、誇りと愛着の持てる「ふるさと」へと市民参画により導くことが、八潮の景観まちづくりの課題となります。

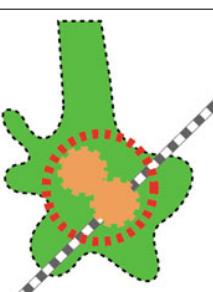
### ■方向性

#### 地域性の保全



中川水系を中心とした水の恵みを受けて育まれた人々の生活、地域の伝統、文化財などの景観が、近年の都市化による基盤整備が進むなかで見えにくくなっています。また中川沿いで見られる貴重な自然の減少も進んでいます。八潮市らしい景観まちづくりを進めるためにも、このような地域性を残す景観を保全し、次の世代に誇れるものとして受け継いでいく必要があります。

#### 中心性の創造



八潮市の市街地形成の過程を見ると、周辺の都市化の影響を受ける形で市街地化が進行し、基盤整備が進められてきました。そのような経過のなかで、自然堤防付近に形成された既存集落や下妻街道<sup>1</sup>沿いの微高地の既存集落を核とした地域の中心性は変わりつつあります。活力ある八潮の景観まちづくりを進めていく上でも、市民生活の拠点となる街の顔を創造していくことが求められています。

#### 市民・事業者・行政の協働



八潮市の地域性を残す景観を「保全」しながら新たな街の顔を「創造」し、状況に応じてそれらを「改善」して調和のある八潮の景観まちづくりを進めていくためには、市民・事業者・行政がお互いに協力して、自分達の暮らす街の景観まちづくりと一緒に考え、取り組んでいくことが必要です。

<sup>1</sup> 下妻街道は現在の県道平方・東京線にあたる、八潮市を南北に縦断する道です。

## 2章：景観まちづくりの目標

### 1：目標

八潮市みんなで景観まちづくり条例では「まちづくりの新たな一步を踏み出すにあたり、これからは、わたしたちのまちを見つめ直し、先人から受け継がれてきた景観資源を活用するとともに、高さや色、デザインなどに配慮した、良好な景観のまちづくりを推進し、八潮らしい“まちかど”“まちどおり”“まちなみ”を創出していくことが必要である。ここに、わたしたちは、50年、100年先を見据え、良好な景観の形成によるまちづくりを推進していくことを決意する」と示しています。

「先人から受け継がれてきた景観資源を守り・活かした」中川や周辺の自然など潤いを与える景観、「八潮らしい“まちかど”“まちどおり”“まちなみ”を創出する」安心できる住宅地形成や水路の親水化によるやすらぎの景観や、駅周辺や商業地の活力の創造による賑わいの景観。

しかしながら、それぞれの景観は、人が「きて」「みて」「ふれて」感じることにより完成するものであり、その場に相応しい「活動」や「演出」がなければ心には残ることはなく、誇りと愛着のもてる『ふるさと』へ共に導く景観まちづくりとはなりません。

市民・事業者の皆さんは、八潮というフィールドで生活・仕事・レクリエーションなど様々な「活動」を行う（プレイヤー）です。行政は、皆さんの活動をより輝かせるための「演出」などを行う（サポーター）です。

八潮市の景観まちづくりは、50年、100年先を見据え、様々な人に「きて」「みて」「ふれて」感じてもらうために、市民・事業者（プレイヤー）と行政（サポーター）が一体となり、それぞれの場に相応しい演出を考え、共通の目標に向かって協力し合うことにより「心に残る美しい演出のまち」を目指し、誇りと愛着のもてる『ふるさと』へ皆さんと一緒に進めていくものです。

### 2：キーワード

八潮市の景観まちづくりの目標を示すキーワードを以下のように定めます。

—「きて」「みて」「ふれて」—

心に残る「美しい演出」のまち

## 3章： 景観まちづくりの方針

### 1：基本方針

#### ■基本方針

ここでは、「美しい演出のまち」を目指すための3つの基本の方針を示します。

#### 地域性を活かした表情豊かで安心して暮らせる街並み景観づくり



都市近郊農地として貴重な田畠や水路などの地域性を活かした景観まちづくりを基本とし、住宅地、商業地、工業地などそれぞれの周辺地域や環境との調和による演出を図り、誰もが安心安全に暮らせる表情豊かな街並み景観づくりを進めます。

▲ケヤキ通りの街並み

#### 川に育まれた八潮の自然や伝統文化・文化財等を受け継ぐ景観づくり



中川をはじめとする周辺河川の恵みを受けて育まれた八潮市の自然（田畠・河畔林・生物など）や、伝統文化・文化財などを貴重な共有財産として考え、それらを大切に守り・活かすなどの演出を図りながら次の世代に誇れるものとして受け継いでいく景観づくりを進めます。

▲地域の伝統行事

#### 魅力と個性のある八潮の「顔」となる景観づくり



八潮駅周辺の新たな中心市街地や、市役所周辺の既存中心市街地などの拠点となる地域において、魅力的で活力ある街並みをつくるための先導的役割を果たす演出を図るとともに、主要な道路や公園などの公共施設においても地域性を活かした演出を推進し、魅力と個性のある八潮市の顔となる景観づくりを進めます。

▲八潮の新たな表玄関 八潮駅

## ■景観まちづくりの方針の構成

ここでは、前記の基本方針に基づいて「まち」「自然・地域文化」「公共空間」の3つの景観の構成区分毎に、それぞれの具体的な演出方針を示すとともに景観まちづくりを進めるための展開方策や、取り組み例を示します。

### 【基本方針】

- 地域性を活かした表情豊かで安心して暮らせる街並みづくり
- 川に育まれた八潮の自然や伝統文化・文化財等を受け継ぐ景観づくり
- 魅力と個性のある八潮の「顔」となる景観づくり

### 【まちの景観づくり】

- ① : 建築物の誘導による良好な街並みづくり
- ② : 魅力ある駅前・商業地景観づくり
- ③ : 親しみの持てる工業地景観づくり
- ④ : 身近な緑を活かした景観づくり
- ⑤ : 屋外広告物の誘導による景観づくり

### 【自然・地域文化の景観づくり】

- ① : 水と緑に親しめる河川景観づくり
- ② : 地域の自然環境（原風景）を活かした景観づくり
- ③ : 貴重な都市近郊の農地景観づくり
- ④ : 地域に残る伝統文化や文化財を活かした景観づくり

### 【公共空間の景観づくり】

- ① : 都市の骨格となる道路景観づくり
- ② : 都市の潤いとなる水路景観づくり
- ③ : 地域の特性を活かした公園景観づくり
- ④ : 公共建築物による地域の景観拠点づくり

## 2：まちの景観づくり

### ①：建築物の誘導による良好な街並みづくり

#### ○建築物の街並み形成基準の策定

##### 【取り組み例】

- ・建築物の高さやデザインなど用途地域に応じた街並み形成基準（ルール）の策定

#### ○地域特性に応じた街並み形成の誘導

##### 【取り組み例】

- ・街並み形成基準に基づく建築物の誘導
- ・既存法制度を活用した用途地域ごとの用途純化
- ・景観まちづくりのモデルとなる良好な街並み整備の推進
- ・伝統的な農家や蔵など良好な既存建築物の有効利用
- ・空き地や未利用地などの適正な管理、誘導

### ②：魅力ある駅前・商業地景観づくり

#### ○駅前に相応しい街並み形成のルールづくり

##### 【取り組み例】

- ・市民参加による駅前周辺の街並み形成に関するルールづくり



▲「八潮駅北口周辺地区景観まちづくり協定」のイメージスケッチ

（市民参加による懇談会を通じて締結）

#### ○駅前周辺の空間整備

##### 【取り組み例】

- ・大型商業施設や公共サービス施設の整備による商業拠点の形成
- ・憩いの場所となる駅前公園の整備（駅南口）



▲八潮駅北口に整備中の商業施設



▲八潮駅北口

## ○地域の特徴を生かした活気ある商店街の形成

### 【取り組み例】

- ・八潮の特産品を扱うアンテナショップの設置
- ・歩道整備や街灯の設置など商店街の環境整備

## ③：親しみの持てる工業地景観づくり

### ○周辺環境に配慮した空間整備

### 【取り組み例】

- ・周辺の街並みや自然環境に配慮した施設整備（植樹帯の設置、色彩の配慮、等）

### ○地域に根付いた施設へ向けた取り組み

### 【取り組み例】

- ・地域活動への参加、協力体制づくり
- ・製品に関する情報提供や見学会、展示会の実施

## ④：身近な緑を活かした景観づくり

### ○身近な緑化の促進

### 【取り組み例】

- ・八潮市の草花の指定や、種の配布を推進
- ・地区計画などによる道路沿いの生垣設置の促進
- ・表彰制度を活用した良好な庭づくりの促進
- ・建築物の壁面や屋上緑化の促進



▲生涯学習まちづくり賞の表彰

### ○身近な緑の保全

### 【取り組み例】

- ・保存樹木、保存生垣の指定による身近な緑の保全
- ・身近な緑の維持管理に対する新たな支援の検討（落ち葉処理、等）

## ⑤：屋外広告物の誘導による景観づくり

### ○地域の特性に応じた屋外広告物の誘導

### 【取り組み例】

- ・既存の屋外広告物に関する調査の実施
- ・地域の特徴に応じた基準の策定（色、形、位置等）
- ・市民と協力した違法屋外広告物の撤去や防止活動
- ・基準による屋外広告物の誘導

### 3 : 自然・地域文化の景観づくり

#### ①：水と緑に親しめる河川景観づくり

##### ○中川の水辺の保全活用

###### 【取り組み例】

- ・堤外農地や河畔林など中川沿いの特徴ある自然環境の保全
- ・中川やしおフラワーパークなど中川沿いの広い水辺を活かした空間整備



▲中川やしおフラワーパーク



▲中川沿いの堤外農地

##### ○河川沿いの自然環境の保全

###### 【取り組み例】

- ・湿地やヨシ原など河川沿いの自然環境の保全（綾瀬川ビオトープ、等）

##### ○河川環境（水質・護岸・水面利用等）の改善

###### 【取り組み例】

- ・河川環境整備事業導入の積極的な働きかけ  
(水質改善・環境に配慮した護岸整備・適正な水面利用等)
- ・水質浄化等の環境改善活動の支援、P R

#### ②：地域の自然環境（原風景）を活かした景観づくり

##### ○地域の貴重な自然環境の保全

###### 【取り組み例】

- ・貴重な自然環境の紹介や環境保全活動の P R
- ・野生生物の保護と生息環境の保全（湿地、河畔林、等）



▲中川沿いに残るヨシ原と河畔林



▲ふるさとの森（恩田家）

##### ○地域の自然環境を活かした空間整備

###### 【取り組み例】

- ・屋敷林など特徴ある自然環境を活かした空間整備（ふるさとの森、等）

### ③：貴重な都市近郊の農地景観づくり

#### ○地域に残る農地の保全

##### 【取り組み例】

- ・既存法制度の活用による優良農地の保全（生産緑地地区制度）
- ・農業後継者、農業団体の育成（認定農業者制度、等）
- ・農業経営の基盤強化支援（ブランド化、流通経路の見直し、等）
- ・農業基盤の整備（用水路、等）



▲八潮市の特産品 小松菜の収穫風景

#### ○地域の特性に応じた農地の活用

##### 【取り組み例】

- ・市民が親しみ、体験できる農地としての活用（市民農園、総合学習、等）
- ・農地の多面的な機能の活用、P R（防災機能、都市緑地機能、等）
- ・地元の農産物を活かす仕組みづくり（直売所の活用、アンテナショップの設置、等）

### ④：地域に残る伝統文化や文化財を活かした景観まちづくり

#### ○文化財や伝統行事の保全

##### 【取り組み例】

- ・文化財等に関する調査、記録、保存活用の推進
- ・伝統行事等の活動及び後継者育成の支援
- ・市内の文化財や伝統行事、地名の由来など地域に愛着の持てる文化遺産の活用
- ・市の登録文化財制度（平成18年3月施行）を活かした文化財の保全、活用

#### ○文化財を活かした空間整備

##### 【取り組み例】

- ・文化財とその周辺環境の一体的な空間整備（屋敷林、和井田家、等）



▲和井田家住宅と周辺の屋敷林

（国指定重要文化財）



▲西福寺のタブノキ

（市指定記念物）

## 4：公共空間の景観づくり

### ①：都市の骨格となる道路景観づくり

#### ○景観の軸となる道路の整備

##### 【取り組み例】

- ・先導的な景観モデルとなる道路整備
- ・景観に配慮した新たな幹線道路の整備

#### ○人に優しく安全な道路の整備

##### 【取り組み例】

- ・安全で使いやすい道路の整備、改修
- ・河川沿いや水路沿いの空間を活かした遊歩道の整備、改修
- ・夜間の景観や防犯に配慮した街灯の整備
- ・地域の特徴に応じた街路樹の選定、管理

#### ○地域と協力した道路空間の維持管理

##### 【取り組み例】

- ・地域住民や市民団体と協力した道路清掃活動の充実
- ・地域住民による街路樹の維持管理活動の促進（アダプトプログラム、等）

### ②：都市の潤いとなる水路景観づくり

#### ○水路空間の整備

##### 【取り組み例】

- ・護岸や水路沿いの自然環境に配慮した水路空間の整備
- ・安全に水に親しむことができる水辺空間の整備



▲葛西用水沿いの休憩スペース



▲堀川に架かる平成泉橋

#### ○水路内の水質改善と維持管理

##### 【取り組み例】

- ・下水道整備等による水路内の水質改善
- ・水路の清掃活動や水質浄化活動の支援、PR
- ・水路空間の適切な維持管理

### ③：地域の特性を活かした公園景観づくり

#### ○地域の特性を活かした公園整備

##### 【取り組み例】

- ・八潮市のシンボルとなる公園の整備
- ・地域に残る自然環境などを活かした特徴ある公園の整備
- ・河川沿いの空間を利用したゆとりある公園の整備
- ・地域コミュニティの中心となる住区基幹公園の計画的整備



▲八条親水公園

#### ○既存施設の改修と地域と協力した維持管理

##### 【取り組み例】

- ・地域特性や住民意向に応じた誰もが使いやすい公園の維持管理
- ・地域と協力した維持管理体制の充実

### ④：公共建築物による地域の景観拠点づくり

#### ○公共建築物の景観基準づくり

##### 【取り組み例】

- ・高さや色彩、デザイン、緑化など公共建築物の景観に関する基準づくり

#### ○地域に調和した公共建築物の整備

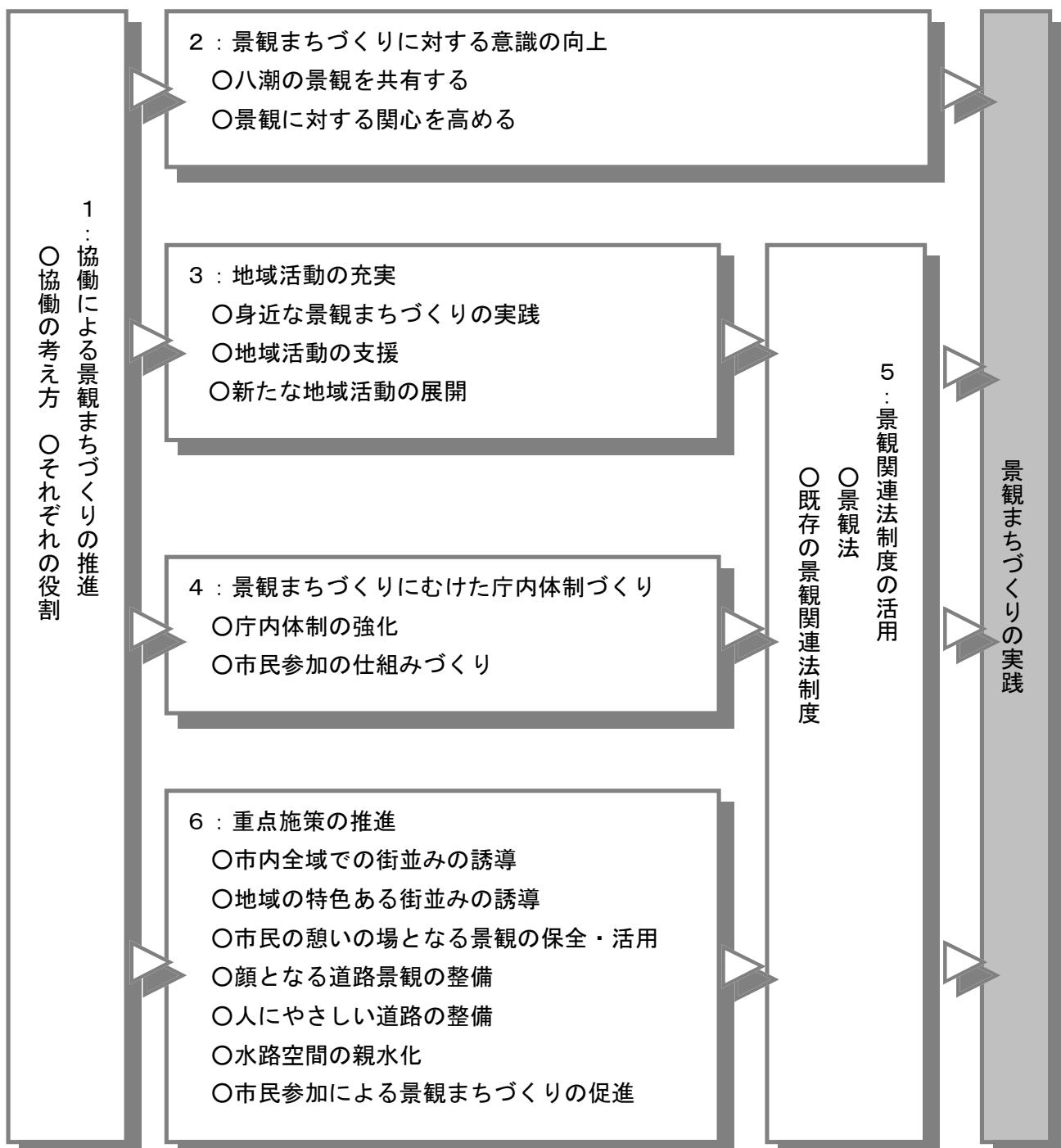
##### 【取り組み例】

- ・市民参加等による地域特性に応じた公共建築物の整備、改修
- ・地域の景観拠点に相応しい適切な維持管理

## 4章：景観まちづくりの進め方

### ■景観まちづくりの進め方の構成

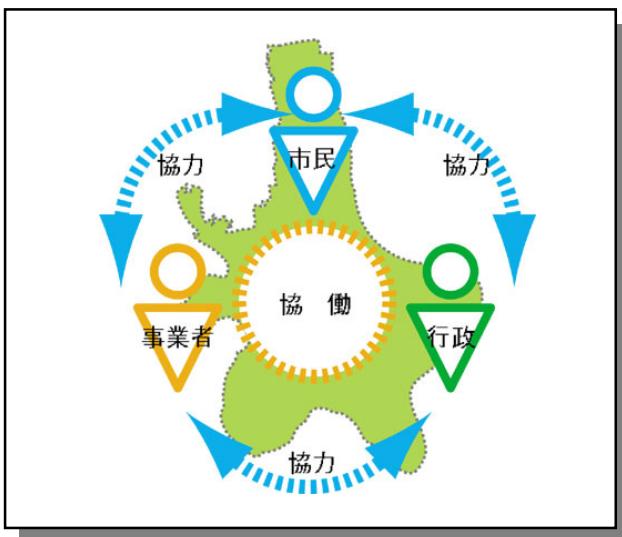
ここでは景観まちづくりを実際に進めていくための方法や仕組みづくりについて、6項目に区分してその内容を示します。



## 1：協働による景観まちづくりの推進

ここでは、市民・事業者・行政が協力して景観まちづくりを進めていくために重要な「協働による景観まちづくり」について、基本的な考え方やそれぞれの果たすべき役割について整理します。

### ■ 基本的な考え方



景観まちづくりを進めていくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、互いに協力しあいながら八潮市の景観について一緒に考えていく、「協働」という考え方が重要です。

八潮市の景観をみんなの財産として大切に受け継いでいくために、この「協働」という考え方を基本として景観まちづくりの実現に向けた取り組みを進めていきます。

### ■ それぞれの役割

#### ○市民の役割

最も身近なところで八潮市の景観まちづくりに係わる立場として、様々な活動を演じる場の良好な景観を自分達で守り、育てていくという意識を持って行動していくことが大切です。また、今後はより良い八潮市の景観をみんなで一緒に考えていくため、専門家などの協力のもとで自分達の意見を積極的に発言することや、地域で話し合った内容を行政や事業者に対して提案していくことも求められています。

#### ○事業者の役割

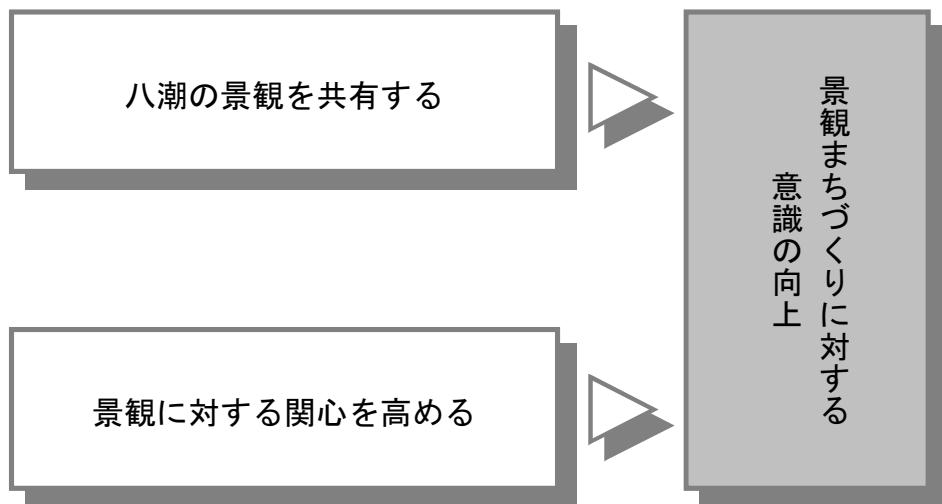
地域の事業者は様々な事業活動を通じてその地域に賑わいや活力を生み出す立場として、自分達の考え方だけでなく周辺住民や行政と十分に話し合い、より良い活動を演じる場としての景観をつくるための取り組みを進めていくことが大切です。地域活動への積極的な参加や協力、施設や製品に関する情報提供、見学会や展示会の実施など、地域に根付き開かれた組織としての姿勢が求められています。

#### ○行政の役割

景観まちづくりを主導していく立場として、市民や事業者などその地域で活動する人々の意見を十分に反映しながら、様々な取り組みの演出に必要な施策の展開や事業の推進をおこなっていくことが大切です。また、地域の景観をみんなで一緒に考え決めていくための体制を整え、市民や事業者が自由に発言・提案できる機会や環境をつくっていくことや、市内外に向けた景観まちづくりに関する啓発活動をおこなっていくことも求められています。

## 2 : 景観まちづくりに対する意識の向上

ここでは、景観まちづくりに対する市民・事業者・行政の意識を高めていくための方法を整理します。



### ■八潮の景観を共有する

#### ○景観ウォッチングや写真展などの開催

市内の景観資源を巡る「市内景観ウォッチング」や景観をテーマにした「写真展」、地域ごとの課題や特徴を見つける「街歩き」などを開催し、八潮の良好な景観や課題の残る景観などをみんなで共有します。



▲景観ウォッチングの様子

#### ○景観まちづくりワークショップの開催

道路や公園、公共建築物の整備、協定や条例などの景観に関するルールづくりにおいて市民参加による「景観まちづくりワークショップ」などを開催し、市民や地元事業者、専門家や行政が景観に関して一緒に考える機会を設け、地域の景観資源や課題を共有した上で景観まちづくりに向けた取り組みを進めていきます。



▲ワークショップでの検討

## ■景観まちづくりに対する関心を高める

### ○景観まちづくりに関する情報提供

広報やホームページ、パンフレットなどを通じて景観まちづくりの取り組み内容や市内の景観資源などに関する情報や市民同士の交流の機会などを提供し、景観まちづくりに関する理解を促すとともに関心を高めていきます。

### ○関心を高めるためイベントの充実

地域でおこなわれている景観まちづくりに関する活動やイベントの紹介をしたり、子供達や高齢者の方など誰もが参加しやすいイベントを企画するなど、景観まちづくりに気軽に参加できる仕組みをつくります。

### ○学習機会の充実

市民大学講座の充実や、資料館、公民館、楽習館での講座と連携した取り組み、景観まちづくりに取り組んでいる先進地への「視察研修会」の実施など、景観に関する学習機会を充実して景観まちづくりに対する知識や興味を高めていきます。

### ○表彰制度の活用

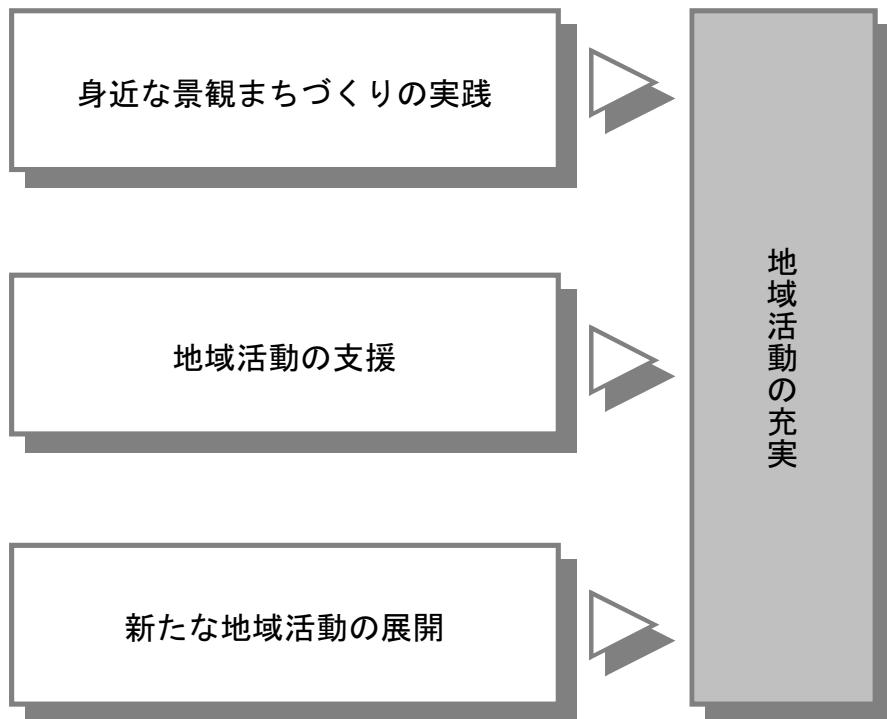
景観に配慮した個人住宅の庭づくりや、道路の清掃、街路樹の管理や河川の水質改善に向けた地域活動など、市民が中心となって進めている景観まちづくりの取り組み成果に対して、既存の「生涯学習まちづくり賞」の活用や新たな表彰制度の導入などを検討し、景観まちづくりに対する関心を高めていきます。

### ○子供達の景観まちづくりに対する関心を高める

50年後・100年後を見据えた景観まちづくりを進めていくため、景観資源や景観まちづくりに関するパンフレットの配布やイベントの活用など、次世代の景観まちづくりの主役となる子供達の関心を高めています。

### 3 : 地域活動の充実

ここでは、道路の清掃活動や水質浄化に向けた活動など、景観まちづくりに関する地域の活動を充実させていくための取り組みについて整理します。



#### ■身近な景観まちづくりの実践

##### ○身近な緑を活かした景観まちづくり

道路に面した庭や駐車場、未利用地などを活用して樹木や花を植えたり、ベランダや窓辺を利用したプランターを設置することで、街路樹や公園の緑と調和した緑豊かな街並みをつくることができます。



▲プランターを活用して壁面を修景  
している事例



▲良く手入れされた生垣や庭木

## ○景観に関する地域活動への参加

快適で安全な景観まちづくりを進めるため、地域での清掃活動などへ積極的参加するとともに、屋上や壁面を利用した緑化活動や、河川や水路の水質改善に向けた工夫など地域の環境に配慮した取り組みを進めていくことが大切です。



▲道路の清掃活動の様子



▲道路の清掃活動の様子

## ○市民と事業者、行政が協力した公共空間の維持管理

市民と行政が協力して道路や公園などの身近な公共空間の維持管理をおこなう取り組みとして、市内の公園の維持管理を町会へ委託する取り組みなどが進められています。八潮市内においても、地域の事業者と商工会が協力して道路の清掃活動をおこなったり、中川やしおフラワーパーク内の花壇やハナモモの木を里親制度を活用して市民が管理する取り組みなどが進められています。今後はこのような取り組み成果を市民に紹介したり積極的な参加を呼びかけるなど、市民と事業者、行政が協力した公共空間の維持管理活動を促進していきます。



▲里親の名前が記載されたハナモモの木  
(中川やしおフラワーパーク)



▲管理者の名前がついた花壇  
(中川やしおフラワーパーク)

## ■地域活動の支援

### ○地域活動のPR

ゴミ0運動や埼玉県ロードサポート事業などの道路清掃活動や、堀川や綾瀬川での水質浄化の取り組み、またフラワーパークの整備や里親制度など景観まちづくりに関する地域活動の内容や成果について、広報やホームページなどを通じて市内外に紹介して、活動への参加や協力を呼びかけていきます。

### ○専門的知識の提供・協力

地域活動の運営に対して景観まちづくりに関する相談や情報提供をおこなう他、景観アドバイザー派遣制度などを活用して専門的知識の提供をおこない、地域活動の充実を図ります。



▲地域での懇談会（伊勢野地区）

## ■新たな地域活動の展開

### ○地域に根ざした活動の継続

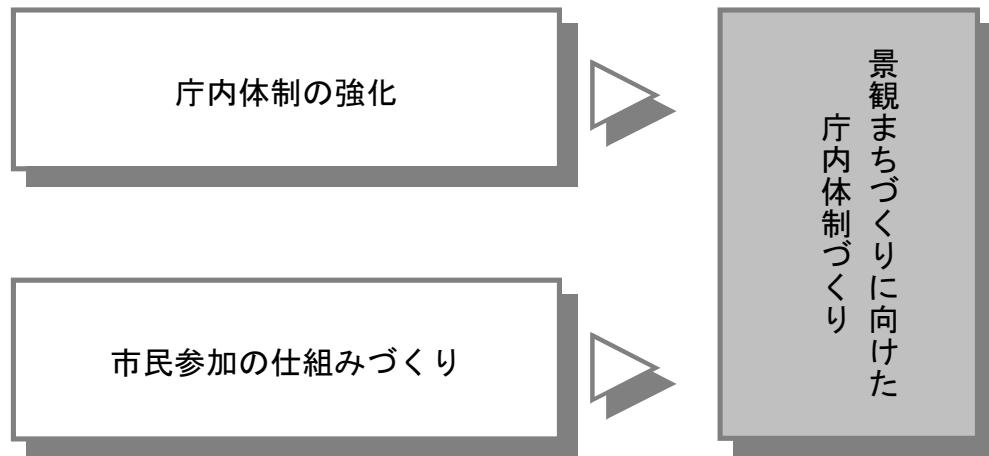
地域活動を景観まちづくりの実現に繋げていくためには、地域の特徴や課題に応じた活動を継続的におこなっていく必要があります。そのため、今後の地域活動においては専門家や行政と協力して地域に根ざした活動内容を把握するとともに、「地域リーダーの育成」など継続的な活動を展開するための組織づくりが求められています。

### ○提案型地域活動への展開

今後の景観まちづくりにおいては市民参加はもちろん、市民からの提案による事業の推進など積極的な市民参画の必要性が位置づけられています。そのため、地域活動においてもこれまでの行政主導型の受動的な活動から、市民提案型の活動へ展開していくことが求められています。

## 4：景観まちづくりに向けた庁内体制づくり

ここでは、関係する関係各課の連携強化や市民が参加しやすい仕組みづくりなど、景観まちづくりを進めるための庁内体制の強化に向けた取り組みについて整理します。



### ■庁内体制の強化

#### ○関係各課の連携強化

景観まちづくりは道路や公園などの公共空間はもちろん、屋敷林・生垣・広場をもつ個人住宅や民間事業者がつくる街並み、水辺や樹林などの自然環境など様々な領域に渡ります。それら全体を八潮の景観として調和のとれたものにしていくため、関係各課の連絡を密におこない行政組織内の連携を強化していきます。

#### ○職員意識の向上

市民や事業者の協力の基で八潮の景観行政を主導する立場として、講習会や研修、地域での景観まちづくりに関する活動に積極的に参加することなど、職員全体で景観まちづくりに対する意識の向上を図ります。

### ■市民参加の仕組みづくり

#### ○市民が参加しやすい仕組みづくり

八潮の景観まちづくりにおいて、地域の課題や地域特性を活かした整備を進めるため、道路や公園、公共建築物などの整備、協定や条例などの景観に関するルールづくりにおいて、ワークショップ形式など市民が参加しやすい仕組みをつくります。

#### ○市民提案による景観まちづくりの促進

「八潮市みんなで景観まちづくり条例」に基づき、市民の皆さんが積極的に景観まちづくりに参画して一緒に考えしていくことができるよう、景観まちづくりに関する活動をおこなっている団体を市民団体として認定し、景観まちづくりに関する構想の提案を認めるなど、市民提案による景観まちづくりを進めます。

## 5：景観関連法制度の活用

ここでは、景観まちづくりの推進に向けて活用していく景観関連法制度の内容や、活用方法について整理します。

### ■景観法

#### ○概要

平成16年12月に施行された景観に関する総合的な法律で、地域の景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、景観形成に係わる市民・事業者・行政の果たすべき役割を示しています。

八潮市は平成17年5月1日に景観法を適用するための「景観行政団体」になっており、今後は、景観計画の策定や景観協議会の運営、景観協定の策定等を検討していきます。景観法では景観行政団体による景観計画の策定を義務づけるほか、認定を受けた法人（NPO法人）の景観施策への参加を認めるなど、景観形成への新たな市民参加の方向性が示されています。

#### ○景観計画

景観行政団体が景観法に基づいて作成する「良好な景観の形成に関する計画」で、以下の内容を定めるものとしています。

- ①景観計画区域（景観計画の対象となる区域）
- ②良好な景観まちづくりに関する方針
- ③良好な景観まちづくりのための制限に関する事項  
(対象となる行為の範囲、形態意匠、高さ等)
- ④景観重要建造物又は景観重要樹木
- ※更に必要に応じて以下の事項を定めることができる。
- ⑤屋外広告物等に関する制限
- ⑥景観重要な公共施設の整備に関する事項等

#### ○その他の主な事項

##### ・景観整備機構

景観行政団体の長が指定する法人（公益法人）またはNPO法人で、景観協定に基づいた施設の管理や景観まちづくりに関する事業への参加等が認められています。

##### ・景観協議会

景観行政団体、景観整備機構等で組織される協議会で、景観形成に向けて必要な議論をおこないます。

##### ・景観地区

景観計画区域内の土地所有者の制限に適合することが義務づけられるなど、景観計画区域よりさらに踏み込んだ内容を定める区域です。（旧美観地区に相当します。）

##### ・景観協定

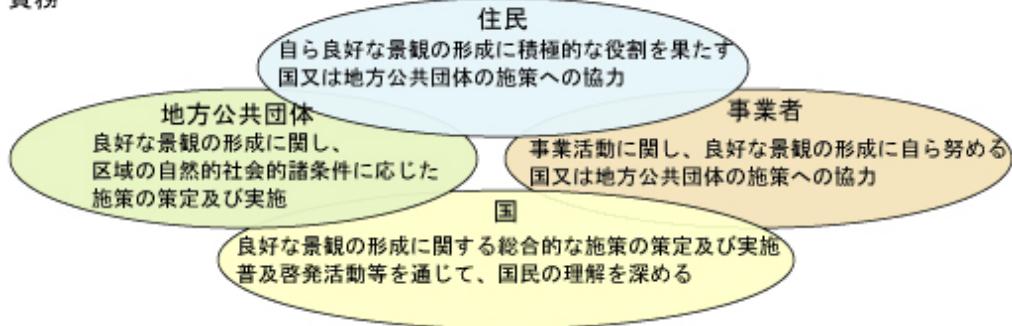
景観計画区域内の土地所有者等の合意のもとに締結される良好な景観形成に関する協定で、建築物の形態意匠や用途、緑化、屋外広告物等に関する事項を定めるものです。（なお、法定ではありませんが、八潮市内では地権者の方の協力を得て、八潮駅北口周辺地区において「景観まちづくり協定」を定めています。）

## ・景観法の基本理念と責務

### 基本理念

- 良好的な景観は、現在及び将来における国民共通の資産
- 景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠
- 景観形成は、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図るべき
- 景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要
- 景観形成は、住民、事業者、行政の協働によりすすめるべき

### 責務



## ・景観法の対象区域イメージ図

### 景観法の対象地域のイメージ



## ■既存の景観関連法制度

### ○地区計画

地区計画は比較的小規模な地区を対象に建物の用途や形態、敷地の形状等に対する制限や、道路・公園などの公共施設等の配置を総合的に計画し、規制・誘導することによって、その地区に相応しい良好な景観をつくるための制度です。

地区計画は住民の皆さんに密着した身近な計画で、地区としてまとまりのある町丁目や街区ごとに独自の計画をつくります。計画づくりにおいては地区内の住民の方が中心となり、行政や専門家の支援のもとでその地区に相応しい計画（ルール）としてまとめています。

市内では地区内でのマンション建設を契機に、伊勢野地区において住民が中心となった地区計画が策定され、計画に沿って良好な街並みをつくるための取り組みが進められています。

発① 及区 び域 保の 全整 の備 方・ 針開	地区計画の目標
	土地利用の方針
	地区施設の整備の方針
	建築物等の整備の方針
② 地区 整備 計画	地区施設の 配置及び規模
	道路
	公園
	建築物等の用途の制限
	容積率の最高限度又は最低限度
	建ぺい率の最高限度
	敷地面積又は建築面積の最低限度
	壁面の位置の制限
	建築物等の高さの最高限度 又は最低限度
建築物等の形態又は意匠の制限	
垣又は柵の構造の制限	
土地の利用に関する事項	

▲地区計画で定められる事項

### ○建築協定

建築協定制度は住宅地の街並み景観の向上や、商店街としての魅力づくりなどを目的として、土地所有者等の全員の合意によって建築基準法に決められた最低限の基準に加え、壁の位置や外壁の色など、きめ細かい基準を定めて互いに守りあっていくことを約束する制度です。また、開発者が1人で協定を結ぶことができる「1人協定」制度もあり、新しく開発された市街地においても、あらかじめ環境を維持するための基準を設定することが可能となっています。

市内では、大瀬古新田土地区画整理事業地内における大規模な宅地開発区域において、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とした「キツツアイランド水元建築協定」が結ばれています。

### ○生産緑地地区制度

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等が持っている緑地機能（オープンスペース、防災、雨水の浸透、等）に着目して緑による景観の向上や公害・災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度です。



▲八潮市内の生産緑地地区

## ○文化財保護法

### ・文化財

文化財保護法で定める文化財には「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「伝統的建造物群」が定められています。市内の八條地区の和井田家住宅は、平成17年12月27日に国指定重要文化財（建造物）に指定されました。

平成8年の文化財保護法の改正で、保存及び活用について措置が特に必要とされる文化財建造物を文化財保護審議会への諮問、答申を経て文化財登録原簿に登録する国の文化財登録制度が設けられました。

八潮市教育委員会では、開発や生活様式の変化等により、次第に消えつつある「有形文化財」、「無形文化財」、「民族文化財」、「記念物」等、後世への継承が必要な貴重な市未指定登録文化財を保護する目的で登録制度を創設しました。これは、指定文化財より緩やかな保護措置と多様な活用が行え、後世への伝承等をしていくため創設しています。



▲国指定重要文化財（建造物）の  
和井田家住宅（構堀りの屋敷林も含）



▲登録された建物に寄贈される  
登録有形文化財のプレート

### ・重要文化的景観

景観法の制定にあわせて平成17年に文化財保護法が改定され、新たな文化財として「重要文化的景観」が設けられました。

この改正は、地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地で、国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできない地区で、前述した景観法にもとづく景観計画区域や景観地区が定められている地域の中から、必要な措置の基準により都道府県または市町村から申出された文化的景観のうち、特に重要なものを「重要文化的景観」として文部科学大臣が選定するものです。



▲重要文化的景観の第1号に選定された  
滋賀県近江八幡市の水郷風景

## **6：重点施策の推進**

ここでは景観まちづくりの実現に向けて、展開方策の中で重点的に取り組んでいくべき施策について、その内容を整理します。

### **①まちの景観づくり**

#### **(1) 市内全域での街並みの誘導**

○大規模な建築物等における景観への影響に配慮するため形態・意匠（色彩含む）の誘導基準を策定し誘導します。

【施策】景観計画の策定 都市デザイン課  
(建築物誘導基準、色彩誘導基準)

○街並み景観への影響が大きい屋外広告物において調査を行い、設置場所等の基準を策定し誘導するとともに、市民、関係団体との協力において違反簡易広告物の撤去を拡充します。

【施策】広告物誘導基準の策定 都市デザイン課

#### **(2) 地域の特色ある街並みの誘導**

○地域性に配慮した具体的な建築物等の基準を策定し、モデルとなるような街並みの誘導を図ります。

【施策】景観計画の策定 都市デザイン課  
(市役所通り：建築物誘導基準、色彩誘導基準)

○地域性に考慮した建築物の高さの最高限度を設けます。

【施策】高度地区の指定 都市デザイン課

### **②自然・地域文化の景観づくり**

#### **(1) 市民の憩いとなる景観の保全・活用**

○八潮の特徴的な自然景観である中川の広大な河川敷を利用し、市・市民・関係団体の連携により、水辺及び八潮の文化である貴重な農地を活用し、さらには既存の施設との連携を図るなど、自然・文化の景観拠点の形成を促進します。

【施策】中川やしおフラワーパークの支援 商工振興課  
緑の空間整備 都市デザイン課  
農地の生産基盤の整備 農政課  
体験農場の整備 農政課  
登録文化財の指定 文化財保護課

### **③公共空間の景観づくり**

#### **(1) 顔となる道路景観の整備**

○市の顔となる道路を指定するとともに、関係機関との協力により順じ景観整備を推進します。

【施策】重要施設の指定 都市デザイン課・道路治水課  
市役所通りの整備 道路治水課

#### **(2) 人にやさしい道路の整備**

○排水路の歩道化等によりネットワーク形成を図り、人を中心とした道路の整備を推進します。

【施策】排水路の歩道化整備 道路治水課

### (3) 水路空間の親水化整備

○公共下水道整備により生じる葛西用水の余剰地を利用し、市民が水に親しめる潤い空間の整備を推進します。

【施策】葛西用水空間整備

都市デザイン課・道路治水課

下水道課

### ④市民参加による景観づくり

#### (1) 市民参加による景観まちづくりの促進

○市民が共通の意識を持ち、また関心を高めるために、関係機関、団体との協力により新規事業を行うことや、既存の制度等を充実し各種啓発事業を展開します。

【施策】市内ウォッチング

都市デザイン課

生涯学習まちづくり賞

生涯学習まちづくり推進課

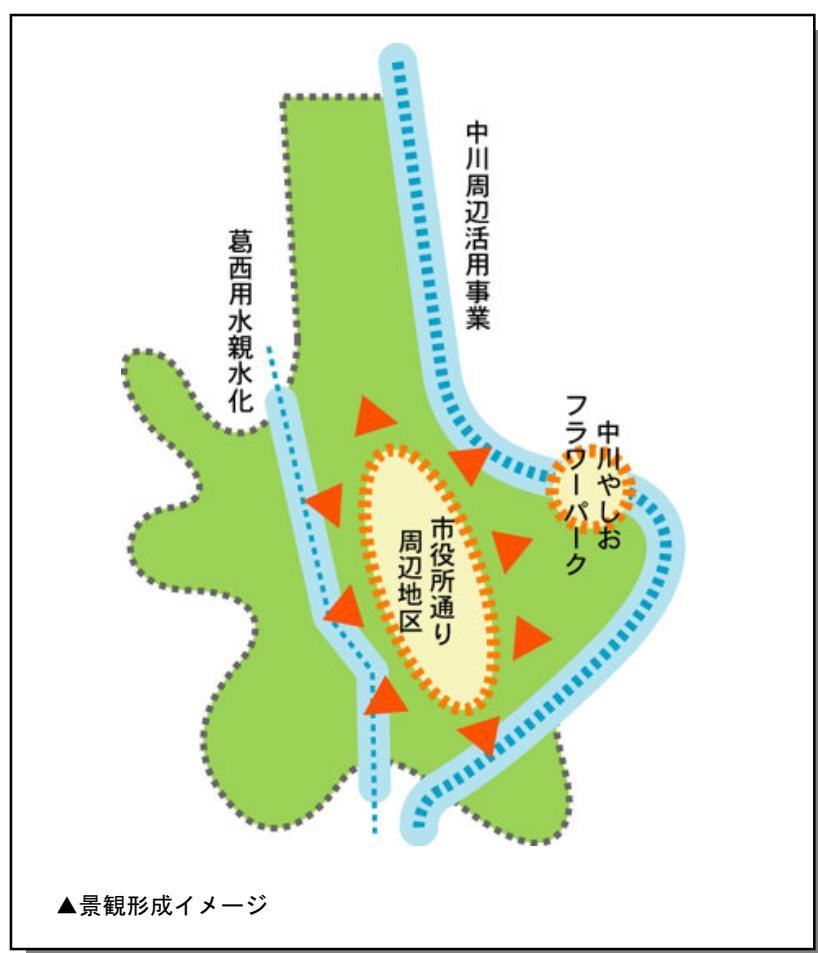
○市民主体の景観まちづくりを推進するため、各種教育事業の内容の充実など育成事業を展開します。

【施策】市民大学の内容の充実

社会教育課

公民館講座の充実

社会教育課



## 5章：計画策定の記録

### 1：計画策定経過

#### ■景観まちづくり基本計画策定に関わる市民懇談会

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ・第1回市民懇談会   | 平成17年 7月19日 |
| ・市内景観ウォッチング | 平成17年 9月11日 |
| ・第2回市民懇談会   | 平成17年 9月27日 |
| ・第3回市民懇談会   | 平成17年11月 1日 |
| ・第4回市民懇談会   | 平成17年12月 1日 |
| ・第5回市民懇談会   | 平成18年 2月 1日 |

#### ■景観まちづくり審議会

- |                |             |
|----------------|-------------|
| ・第1回景観まちづくり審議会 | 平成17年12月27日 |
| ・第2回景観まちづくり審議会 | 平成18年 3月22日 |

#### ■景観まちづくり推進調整会議

- |            |             |
|------------|-------------|
| ・第1回推進調整会議 | 平成17年 7月22日 |
| ・第2回推進調整会議 | 平成17年10月21日 |
| ・第3回推進調整会議 | 平成17年12月 1日 |
| ・第4回推進調整会議 | 平成18年 2月10日 |

### 2：計画策定体制

#### ■景観まちづくり基本計画市民懇談会 委員名簿

臼倉百合子	(市民委員)
小川由利子	(市民委員)
小林 平	(市民委員)
清水 達夫	(市民委員)
根岸 知子	(市民委員)
村木 雅美	(市民委員)
柳川 芳隆	(市民委員)
油科 正吾	(市民委員)
和井田敏夫	(市民委員)
和井田 昇	(市民委員)
岩澤 努	(商工会：工業関係)
越後 恵子	(商工会：観光関係)
大山 雄大	(商工会：商業関係)
佐藤 貞年	(まちづくり探偵団)
鈴木 曜子	(史跡保存会)
中村由希夫	(商工会：建設業関係)
初山 秀行	(青耕会)
渡辺 英輔	(建築士事務所協会)

※敬称略、五十音順

■景観まちづくり審議会 委員名簿

窪田 陽一	(埼玉大学大学院教授)	会長
鈴木 宏旻	(商工会推薦)	副会長
加藤 正道	(公募委員)	
飯泉 妙子	(公募委員)	
松本 暢子	(大妻女子大学教授)	
荒井 歩	(東京農業大学講師)	
太田茉佐子	(絵本作家)	
川口 純子	(市民大学卒業生)	
田中 武雄	(園芸協会推薦)	
須賀 幹夫	(建築士会推薦)	※敬称略、順不同

※敬称略、順不同

■景観まちづくり推進調整会議 委員名簿

瓜田 浩二	(都市開発部副部長)
関根 輝男	(都市開発部次長)
秋山 章	(都市開発部次長兼南部事業推進課長)
石井昭一郎	(教育総務部次長兼教育総務課長)
深井 章	(生涯学習まちづくり推進課長)
郡司 義秋	(環境課長)
真野 喜介	(商工振興課長)
荻野 勝利	(農政課長)
中村 豊孝	(道路治水課長)
吉野 公一	(建築課長))
藤嶺 公輝	(都市デザイン課長)
山崎 秀雄	(区画整理課長)
豊田 貞男	(文化財保護課長)
	※敬省略、順不

※敬省略、順不同

■事務局／計画策定・調査作業班 名簿

松井 輝男 (都市デザイン課長補佐) 石塚 清 (都市デザイン課係長)  
浅古 哲男 (都市デザイン課主査)  
山中 知彦 (都市建築研究所代表取締役) 向井 健司 (都市建築研究所研究員)  
岡本 祐輝 (都市建築研究所研究員) 佐藤 宏亮 (都市建築研究所非常勤研究員)  
荒井 祐 (武藏野美術大学建築学科 3年)

---

八潮市景観まちづくり基本計画

平成18年4月

---

発 行 八潮市

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL 048-996-2111 (代表)

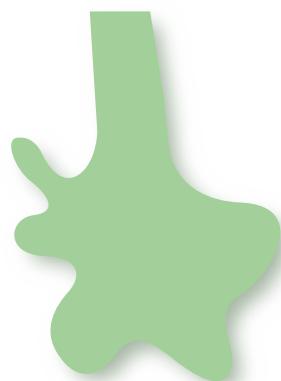
調査研究 株式会社都市建築研究所

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤5-8-1

TEL 048-814-2370

---

景観まちづくり  
基 本 計 画



平成 18 年 4 月  
八 潮 市